

景観まちづくり協定地域内における行為の協議書の手続きの流れ

事前相談（都市まちづくり課）

- ・確認事項
 - ①地区計画の内容
 - ②景観まちづくり条例に基づく景観まちづくり協定地域協定の内容（地域計画書・地域図）
 - ③協議書及び添付書類
 - ④協議先（会長様の連絡先など）
- 交野市都市まちづくり課までお問い合わせください。

まちづくり団体との協議

- ・上記協議先へ協議書（正副２部）を提出。まちづくり団体は、役員会または幹事会等を開催し、開発及び建築内容が計画に適合しているか確認・協議する。
- ・まちづくり団体が適合していると認めた場合、押印済みの協議書が（正副２部）返却される。

協議結果の報告（都市まちづくり課）

- ・押印済みの協議書（正副２部）を添えて、まちづくり団体との協議結果報告書を提出する。
- ・市は協議内容を確認し、適合の場合は協議書（副）を返却する。

地区計画の届出（都市まちづくり課）

- ・事業者は、地区計画の区域内における行為の届出書及び協議書（副）のコピーを添付し地区計画の届出を行う。

問い合わせ 交野市都市まちづくり課（TEL 072-892-0121）